

長野県のヤミ金融対策について

長野県生活環境部生活文化課

1 概要

長引く不況の中で超高金利の貸し付けを行うヤミ金融による被害が多発し、大きな社会問題となっていることから、ヤミ金融被害者救済緊急対策会議を設置し、関係機関の緊密な連携のもと、ヤミ金融対策を推進している。

※ヤミ金融＝無登録業者及び出資法の上限金利（29.2%）を超えた金利を取っている貸金業者

2 対策

(1) 長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議の設置

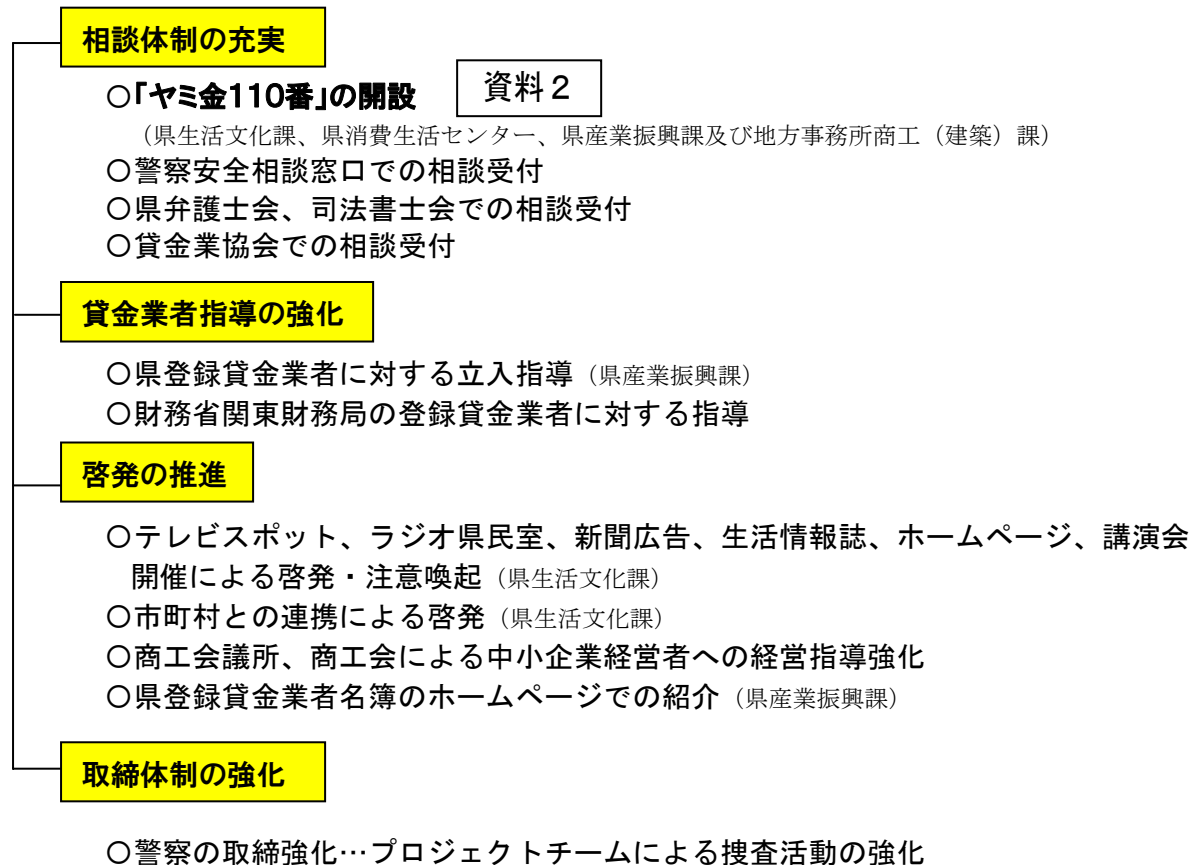
資料1

ア 目的: 県民及び中小企業経営者の被害の未然防止と被害者救済を図るため、関係機関の緊密な連携のもとヤミ金融被害に関する対策を推進する。

イ 設置: 平成14年12月27日（事務局：生活文化課）

ウ 構成: 長野県生活環境部・長野消費生活センター・商工部、長野県警察本部生活安全部、財務省関東財務局長野財務事務所、長野県弁護士会、長野県司法書士会、（社）長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、（社）長野県貸金業協会、（財）長野県暴力追放県民センター、ヤミ金融を告発する長野県連絡会、長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会、（社）長野県銀行協会、長野県信用金庫協会、長野県信用農業協同組合連合会、日本郵政公社信越支社貯金事業部 <15団体>

(2) 施策体系



(3) 実施状況

ア 対策会議の開催状況

資料 3

平成 15 年 1 月 30 日に第 1 回

年度別開催回数

平成 14 年度 2 回

15 年度 9 回

16 年度 6 回

17 年度 2 回(7 月 28 日現在)

イ 具体的施策

項目	内容	備考	資料 NO
ヤミ金融への「通知書」の送付	ヤミ金融を牽制するため、対策会議構成団体の連名により、出資法及び貸金業規制法に基づく規制に違反しないことを求める通知書を送付	H15. 6 月から実施	資料 4
債務者の離職防止	ヤミ金融から勤務先への取り立ての電話により債務者が離職することのないよう、対策会議構成団体の連名により、経済団体あて文書で協力依頼	H15. 6 月から実施	資料 5
ヤミ金融対策関係者を対象とした研修会	相談体制の充実のため、県ヤミ金 110 番担当職員、市町村消費者相談担当職員及びヤミ金融対策会議関係者を対象とした研修会を開催	H15. 5~6 月 県下 4 ヶ所で開催	資料 6
ヤミ金融に関する情報の一元的集約	各関係機関が収集した個々のヤミ金融に関する情報を一元的に集約したうえ、相互利用	H15. 4 月から試行 (9 月から本格実施)	資料 7
口座の取引停止等に向けた取り組み	対策会議の構成団体が連名で、ヤミ金融の口座に関する情報を当該銀行に提供し、取引停止等適切な対応を求める。	H15. 8 月から実施 累計約 347 口座要請 (H17. 6. 30 現在)	資料 8
県下一斉「ヤミ金融無料相談会」	県下 4 か所の消費生活センターなどを会場に、対策会議メンバーによる無料相談会（面談及び電話）を開催	H15. 9. 29 実施	資料 9
ヤミ金融への適切な対処方法の教育機関への周知	県下の小中高等学校全校に対し、ヤミ金融から嫌がらせ等の電話があった場合の対処方法を通知	H15. 10. 8 実施	資料 10

<p>啓発事業の積極 的実施</p>	<p>① 生活情報誌「ながのけん くらし^得情報」 11万部発行、各戸回覧</p> <p>② 新聞広告「広報ながのけん」 8新聞紙 約85万部</p> <p>③ テレビ広報番組によるPR</p> <p>④ ラジオ広報番組によるPR</p> <p>⑤ その他 講演会の開催 県ホームページへの情報掲載 有線放送、電光掲示板 市町村への広報依頼</p>	<p>資料 11</p>
------------------------	--	--------------

2 多重債務問題研究会の設置

(1) 目的：多重債務者の増加が社会問題となっており、また、ヤミ金融対策は多重債務問題と深く関わっていることから、ヤミ金融被害者救済緊急対策会議の中に研究会を設置し、関係団体が多重債務に関する情報交換、意見交換を行い、多重債務問題についての認識を深めるとともに、その対策を研究する。 資料 12

(2) 設置：平成16年6月3日（事務局：生活環境部生活文化課）

(3) 構成：長野県弁護士会、長野県司法書士会、（社）長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、（社）長野県貸金業協会、ヤミ金融を告発する長野県連絡会、長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会、（社）長野県銀行協会、長野県信用金庫協会、長野県信用農業協同組合連合会、長野県商工部、長野県生活環境部、長野県消費生活センター（オブザーバー）
長野市、塩尻市、長野県金融広報委員会、
長野地方事務所厚生課、長野県教育委員会教学指導課

(4) 開催状況

資料 13

第1回：平成16年7月26日
以降、5回開催(平成17年7月28日現在)

(設置)

第1 県内においてヤミ金融の被害が多発し社会問題化していることから、県民及び中小企業経営者の被害の未然防止と被害者救済を図るため、「長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議」(以下「対策会議」という。)を設置し、関係機関の緊密な連携のもとヤミ金融被害に関する対策を推進する。

(構成)

第2 対策会議の構成は別表のとおりとする。

(会議)

第3 対策会議は、長野県生活環境部が招集し、主宰する。

(会議事項)

第4 対策会議で検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) ヤミ金融被害対策に関する事項
- (2) 関係機関の連絡調整に関する事項
- (3) ヤミ金融に関する情報収集に関する事項
- (4) 県民及び中小企業経営者に対する啓発に関する事項
- (5) その他必要な事項

(研究会)

第5 対策会議は、特別に調査、研究する必要があるときは、研究会を置くことができる。

(事務局)

第6 対策会議の事務局は、生活環境部生活文化課に置く。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月20日から施行する。

(別表)

財務省関東財務局長野財務事務所 長野県弁護士会 長野県司法書士会 (社)長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 (社)長野県貸金業協会 (財)長野県暴力追放県民センター ヤミ金融を告発する長野県連絡会 長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会 (社)長野県銀行協会 長野県信用金庫協会 長野県信用農業協同組合連合会 日本郵政公社信越支社貯金事業部 長野県警察本部生活安全部 長野県商工部 長野県生活環境部 長野県長野消費生活センター
--

緊急相談窓口「ヤミ金110番」の設置

相談窓口		期 間	受付時間
名 称	電話番号		
生活環境部生活文化課	026-235-7172	12月27日～30日 1月6日以降 (土・日・祝日を除く)	午前9時～午後5時
商工部産業振興課	026-235-7200		
長野消費生活センター	026-223-6777		
松本消費生活センター	0263-35-1556		
飯田消費生活センター	0265-24-8058		
上田消費生活センター	0268-27-8517		
佐久地方事務所商工課	0267-63-3157		
上小地方事務所商工課	0268-25-7140		
諏訪地方事務所商工課	0266-57-2922		
上伊那地方事務所商工課	0265-76-6829		
下伊那地方事務所商工課	0265-53-0431		
木曾地方事務所商工建築課	0264-25-2228		
松本地方事務所商工課	0263-40-1932		
北安曇地方事務所商工建築課	0261-23-6523		
長野地方事務所商工課	026-234-9527		
北信地方事務所商工課	0269-23-0219		

長野県警察本部「警察安全相談室」(TEL 026-233-9110) 又は近くの警察署・交番・駐在所

(参考)

長野県弁護士会「クレ・サラ法律相談」(TEL 026-232-2104) 毎週火曜日 13時～16時 有料 (但し、祝・祭日、年末年始は除く)
長野県司法書士会「多重債務者無料相談」(TEL 026-232-7492) 月～金 9時～16時 (但し、 祝・祭日、年末年始は除く)
長野県青年司法書士協議会「クレジット・サラ金問題情報センター」(TEL 0266-24-5404) 無料 月～金 13時～16時 (但し、祝・祭日、年末年始は除く)
中央児童相談所「ふれあい110番」(子どもや家庭に関する相談) 毎日 8時30分～22時 (但 し、年末年始を除く)
児童相談所「児童相談」月～金 8時30分～17時 (但し、祝、祭日、年末年始は除く)
教育事務所「教育相談」(子どもの教育に関する相談) 月～金 9時～17時 (但し、祝、祭日、 年末年始は除く)

長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議の概要

長野県生活環境部生活文化課

回数	開催日	概要	備考
1	15. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> 1 長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議の設置について（県生活文化課） 2 各機関におけるヤミ金融に関する取り組み状況について（県弁護士会、県司法書士会他） 3 今後の対応について（県生活文化課） 	
2	15. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> 1 県相談窓口担当者などを対象とした研修会の開催について（県弁護士会） 2 対策会議の構成団体の追加について （県弁護士会） 3 新たなヤミ金融被害対策の必要性について （ヤミ金融を告発する長野県連絡会） 4 緊急対策会議名によるヤミ金融業者へ書について（県司法書士会） 5 緊急対策会議構成員（関係機関・団体）であることの確認について（県司法書士会） 6 警察署へ提出する被害届への押印について （県司法書士会） 7 悪質なヤミ金融業者に対する警察からの勧告について（県司法書士会） 8 迷惑電話による勤務先からの債務者に対する辞職勧告の防止措置について （県司法書士会） 9 ヤミ金融業者に係る NTT タウンページ（職業別電話簿）への掲載について （県貸金業協会） 10 ヤミ金融業者に関する情報の一元的集約及び相互利用について（県生活文化課） 	

回数	開催日	概要	備考
3	15.5.13	<ul style="list-style-type: none"> 1 ヤミ金融研修会の開催について (県生活文化課) 2 ヤミ金融業者に関する情報の一元的集約等 について (県生活文化課) 3 ヤミ金融被害者の離職の防止について (県生活文化課) 4 ヤミ金融業者への「通知書」について (県生活文化課) 5 「ヤミ金融・クレジット・サラ金 110 番」 の実施報告について (県司法書士会) 6 警察での専門窓口の設置について (県司法書士会) 7 対策会議の予算措置について (県司法書士会) 8 貸金業の登録審査等の一層の強化について (関東財務局長野財務事務所) 9 貸金業者に係る広告掲載の取扱いについて (関東財務局長野財務事務所) 10 ヤミ金融業者の電報等での債権回収通告に ついて (県貸金業協会) 11 被害者に対する迅速な対応について (県貸金業協会) 	
4	15.6.13	<ul style="list-style-type: none"> 1 元金返済に係るアドバイスについて (県弁護士会) 2 相談対応マニュアルの作成について (県弁護士会) 3 被害者向けのパンフレット、ヤミ金融リス ト及び調査票について (県弁護士会) 4 銀行口座閉鎖に向けた取り組みについて (県弁護士会) 5 ヤミ金融被害者の離職の防止等について (県生活文化課) 6 広報の推進について (県生活文化課) 	

回数	開催日	概要	備考
5	15.7.24	1 ヤミ金融対策法（案）について （関東財務局長野財務事務所） 2 銀行口座閉鎖に向けた取り組みについて （関東財務局長野財務事務所）	口座閉鎖打合せ
	15.8.21	1 凍結口座預金の被害者への分配について	
6	15.8.28	1 対策会議メンバーによる県下一斉ヤミ金 110番の臨時開設について（県弁護士会） 2 口座閉鎖に向けた取り組みについて （県生活文化課）	
7	15.10.9	1 事務ガイドライン（預金取扱い金融機関関係）の一部改正について （関東財務局長野財務事務所・県司法書士会・ 県生活文化課） 2 ヤミ金融対策法施行後の対応マニュアルについて（県弁護士会） 3 被害者の「元金」返還義務について （県弁護士会） 4 ヤミ金融無料相談会の実施結果について （県生活文化課）	
8	15.11.19	1 被害者の「元金」返還義務について （県生活文化課） 2 詐欺的な手口による被害の未然防止について（県司法書士会）	
9	15.12.17	1 日弁連作成「ヤミ金融被害防止ポスター」の掲示依頼について（県弁護士会） 2 債権回収業者を名乗る詐欺事案に対する口座閉鎖について（県弁護士会） 3 被害者の「元金」返済義務に関する相談について（県生活文化課） 4 「ヤミ金融・クレジット・サラ金110番」（司法書士会実施）の報告について （県司法書士会）	

回数	開催日	概要	備考
10	16. 1. 27	1 「保証金詐欺」など悪質な手口による被害の未然防止について（県生活文化課）	
11	16. 2. 24	1 ヤミ金対策会議の反省と展望について（県弁護士会） 2 ヤミ金・架空請求の携帯電話利用停止措置について（県弁護士会） 3 ヤミ金融問題の根底にある諸問題について（県司法書士会）	
12	16. 4. 14	1 ヤミ金融、架空請求等に使用される携帯電話の利用停止措置について（県弁護士会・信越総合通信局・通信事業者） 2 長野県多重債務研究会の設置について（県生活文化課）	
13	16. 6. 3	1 ヤミ金融被害者救済対策の現時の問題点と実践的取組みについて（県弁護士会） 2 ヤミ金融対策法の解釈について（県弁護士会） 3 多重債務問題研究会の開催について（県生活文化課）	
14	16. 7. 26	1 第13回ヤミ金融被害者救済緊急対策会議における提案事項への対応状況について（県生活文化課） 2 県内における自己破産等の状況について（県弁護士会）	
15	16. 9. 8	1 第14回ヤミ金融被害者救済緊急対策会議における提案について（県生活文化課） 2 架空請求業者名公表における課題について（県生活文化課）	
16	16. 11. 17	1 第15回ヤミ金融被害者救済緊急対策会議における提案について（県生活文化課） 2 架空請求の相談から解決まで（県弁護士会）	

回数	開催日	概要	備考
17	17. 1. 18	1 第16回ヤミ金融被害者救済緊急対策会議 における提案等について (銀行協会・信用農業協同組合・郵政公社) 2 「振り込め詐欺」に係る損害賠償請求訴訟 事例について (県弁護士会) 3 貸金業の規制に関する法律の一部を改正す る法律について (関東財務局長野財務事務所) 4 週刊誌におけるヤミ金融などの広告・勧誘 への規制及び取締りについて (消費生活センター・県司法書士会)	
18	17. 6. 1	1 平成16年度消費生活相談状況について (県弁護士会・県司法書士会・県警察本部・ 消費生活センター・県生活文化課) 2 第17回ヤミ金融被害者救済緊急対策会議 における提案等について (関東財務局長野財務事務所) 3 架空請求及びヤミ金融に使用された凍結口 座預金の被害者への返還について (県生活文化課)	
19	17. 7. 28		

通 知 書

事業者の皆様へ

長野県生活環境部
長野県商工部
長野県弁護士会
長野県司法書士会
(社)長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会
(社)長野県貸金業協会
(財)長野県暴力追放県民センター
ヤミ金融を告発する長野県連絡会
長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン
被害をなくす会連絡協議会

長野県は、ヤミ金融による被害が多発し、深刻かつ大きな社会問題となっている状況を受け、**関係機関・団体が緊密に連携して、ヤミ金融撲滅に向けた様々な取り組みをしています。**

既にご存知のこととは思いますが、貸金業を行うに当たっては、以下の事項を遵守することが義務づけられています。これに違反すると、**5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれが併科される**などと規定されておりますので、御確認いただきたく通知します。

記

- 1 貸金業を営もうとする者は、貸金業者の登録を受けなければならない。
- 2 年29. 2%を超える利息の契約をしてはならない。
- 3 年29. 2%を超える利息の支払いを要求してはならない。
- 4 年109. 5%を超える利息での貸付契約は無効である。
- 5 無登録業者は、広告、勧誘をしてはならない。
- 6 貸付にかかる契約を締結したときは、業者の名称、住所、契約年月日、貸付金額、貸付利率、返済期間及び返済回数等の契約の内容を明らかにする書面を、借入者に交付しなければならない。
- 7 取立てをするに当たっては、人を威迫し、私生活・業務の平穩を害する言動により困惑させてはならない。
具体的には、次のような行為をしてはならない。
 - ・暴力的な態度、大声をあげ、乱暴な言葉を使う、多人数で押しかける。
 - ・反復継続して電話、電報、訪問をする。
 - ・会社を訪問し債務者を困惑させる。
 - ・他の貸金業者からの借入等による弁済を要求する。 等
- 8 親兄弟、子供、親戚、知人など法律上支払い義務のない者に対して、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求してはならない。

このほか、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「貸金業の規制等に関する法律」に、金銭の貸し付けを行うに当たっての規制が明記されていますので、御確認ください。

なお、いわゆるヤミ金融対策法が成立し、罰則の大幅な引き上げ、規制強化がされています。

平成 15 年(2003 年)6 月 24 日

平成 15 年(2003 年)6 月 23 日

(社) 長野県経営者協会 様
 長野県中小企業団体中央会 様

長野県生活環境部長
 長野県商工部長
 長野県弁護士会長
 長野県司法書士会長
 (社) 長野県商工会議所連合会長
 長野県商工会連合会長
 (社) 長野県貸金業協会会長
 (財) 長野県暴力追放県民センター会長
 ヤミ金融を告発する長野県連絡会代表
 長野県クレジット・キャッシング、高利商工ローン被害
 をなくす会連絡協議会長

ヤミ金融被害者の離職防止について (お願い)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

長引く景気の低迷を背景に、県内においてもヤミ金融の被害が多発し社会問題化していることから、長野県では、県民及び中小企業経営者の被害の未然防止と被害者の救済を図るため、関係機関・団体の緊密な連携のもと、ヤミ金融被害に関する様々な対策を推進しております。

ヤミ金融は、ダイレクトメール等では、低金利をうたいますが、実際は出資法で規制されている上限金利年 29.2%をはるかに上回る年数千%という超高金利で貸し付け、明らかに投資法違反の犯罪行為と言えます。

近時、ヤミ金融の手口は多様化、巧妙化してきており、銀行口座に勝手に振り込み、超高金利の返済を要求する、あるいは、債権回収業者を偽って電報や封書を送りつけ、不当に返済を迫るなど非常に悪質な手口も増えています。

また、ヤミ金融は、一旦返済が滞ると、もっぱら暴力的、脅迫的な電話による取立てを本人のみならず家族、親戚、勤務先、近所にまで執拗に行い、支払いをせざるをえないよう仕向けます。

このため、全国的に見ると一家離散を余儀なくされたり、職場での信頼関係が破綻し離職せざるをえなくなるなど平穏な生活が破壊された人も少なくなく、その被害は、甚大かつ深刻な状況にあります。

以上のようなヤミ金融の超高金利の貸し付け、悪質な取立て行為は、出資法、貸金業規制法に違反し、法治国家において到底見逃されるものではありません。

つきましては、このようなヤミ金融の実態を踏まえ、職場などに嫌がらせのためにかかって来る電話に対して被害者と共に毅然とした対応をとるなどご理解をいただくとともに、被害者が自ら勤務する会社を辞めざるを得ないような状況に陥ることのないよう、貴会関係企業にご周知いただきたく、特段のご配慮、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

なお、別添「ヤミ金融への対処方法」をご活用ください。

注) ヤミ金融＝無登録業者及び出資法の上限金利(29.2%)を超えた金利を取っている貸金業者

〔本文書に関するお問い合わせ先〕	
長野県生活環境部生活文化課	
担 当	田野尻正、長田敏彦
電 話	026-235-7172
ファクシミリ	026-234-6579
電子メール	seibun@pref.nagano.jp

ヤミ金融への対処方法

ヤミ金融からの執拗かつ暴力的な言葉による電話は、会社にとっても大変迷惑です。場合によっては、業務に支障をきたすこともあり得ます。
このような場合は、次の点にご留意のうえ対処してください。

★ 基本は・・・

ヤミ金融が本人ばかりではなく家族や勤務先にも執拗に電話をしてくるのは、嫌がるどころに電話をして、本人を精神的に追い詰め、不当な支払いをしなければならぬように仕向けるためです。

- 会社の皆さんは、ヤミ金融に対して毅然とした態度で、不当な電話をよこさないよう伝えるのが基本です。しばらくの辛抱が必要ですが、ヤミ金融は、勤務先に電話をしてもらちが開かないことがわかると、電話をよこさなくなります。
- 「本人によく伝えておく」「本人に電話させる」などの返答では、ヤミ金融の電話は止まず解決になりません。

★ 暴力的な言葉に対して・・・

ヤミ金融は、大変暴力的な言葉で電話をかけて来ることがあります。このような場合、受けた人は、精神的な苦痛を感じるのが普通です。

- ヤミ金融からの電話に対処する人を管理職など一部のみに決めておくのも方法です。
- 受話器を耳から話し、しばらくしてからこちらの主張を繰り返し、電話を切るくらいの気持ちで対応してください。
- 実際には、弁護士に依頼する予定がなくても「電話をやめないと弁護士を通じて警察に告発する。弁護士に対応を相談している。警察に通報した。」などと冷静に伝えることも方法です。

★ 着信拒否

ヤミ金融からの電話が執拗で業務に影響があるような場合は、ヤミ金融が連絡できなくすることが必要になります。

- 会社の場合、電話番号を変えてしまうことは、不可能だと思いますので、NTTなどに申し込み、迷惑電話のおことわりサービス（電話を受けた後、プッシュダイヤルを操作すると、以降その電話番号を申込者の電話番号につながらないサービス）を利用して着信拒否することも方法です。工事費数千円、月々のサービス料金 700 円程度でできます。

★ 相談窓口

長野県では、「ヤミ金 110 番」を開設し、ヤミ金融に関する相談を受け付けていますので、ご相談ください。

「ヤミ金 110 番」（平日 午前 9 時から午後 5 時まで）

生活環境部生活文化課	電話 026-235-7172	飯田消費生活センター	電話 0265-24-8058
商工部産業振興課	電話 026-235-7200	上田消費生活センター	電話 0268-27-8517
長野消費生活センター	電話 026-223-6777	各地方事務所商工担当課	
松本消費生活センター	電話 0263-35-1556		

ヤミ金融研修会の開催について

1 目的

ヤミ金融による被害が深刻化し大きな社会問題となっている。このため、長野県弁護士会の協力により、県や市町村の相談担当職員などを対象とした研修会を県下4地区において開催することにより、相談体制を充実しヤミ金融被害の救済と未然防止を図る。

2 対象

- (1) 県の「ヤミ金 110 番」担当職員等
〔生活文化課、産業振興課、消費生活センター、地方事務所商工(建築)課〕
- (2) 市町村の消費者相談担当課職員
- (3) 長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議の構成機関・団体の希望者

3 日程等

会 場	日 時	講 師
長野消費生活センター	平成 15 年 5 月 23 日 (金) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分	徳竹 一臣 弁護士
松本消費生活センター	平成 15 年 5 月 27 日 (火) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分	山岸 重幸 弁護士
飯田消費生活センター	平成 15 年 5 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分	町田 清 弁護士
上田消費生活センター	平成 15 年 6 月 4 日 (水) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分	村上 晃 弁護士

4 事務局

長野県生活環境部生活文化課（長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議事務局）

5 参加状況

会 場	参加者
長野消費生活センター	30
松本消費生活センター	50
飯田消費生活センター	20
上田消費生活センター	30
計	130名

ヤミ金融業者に関する情報の一元的集約及び相互利用

H15.3.14

情報収集項目

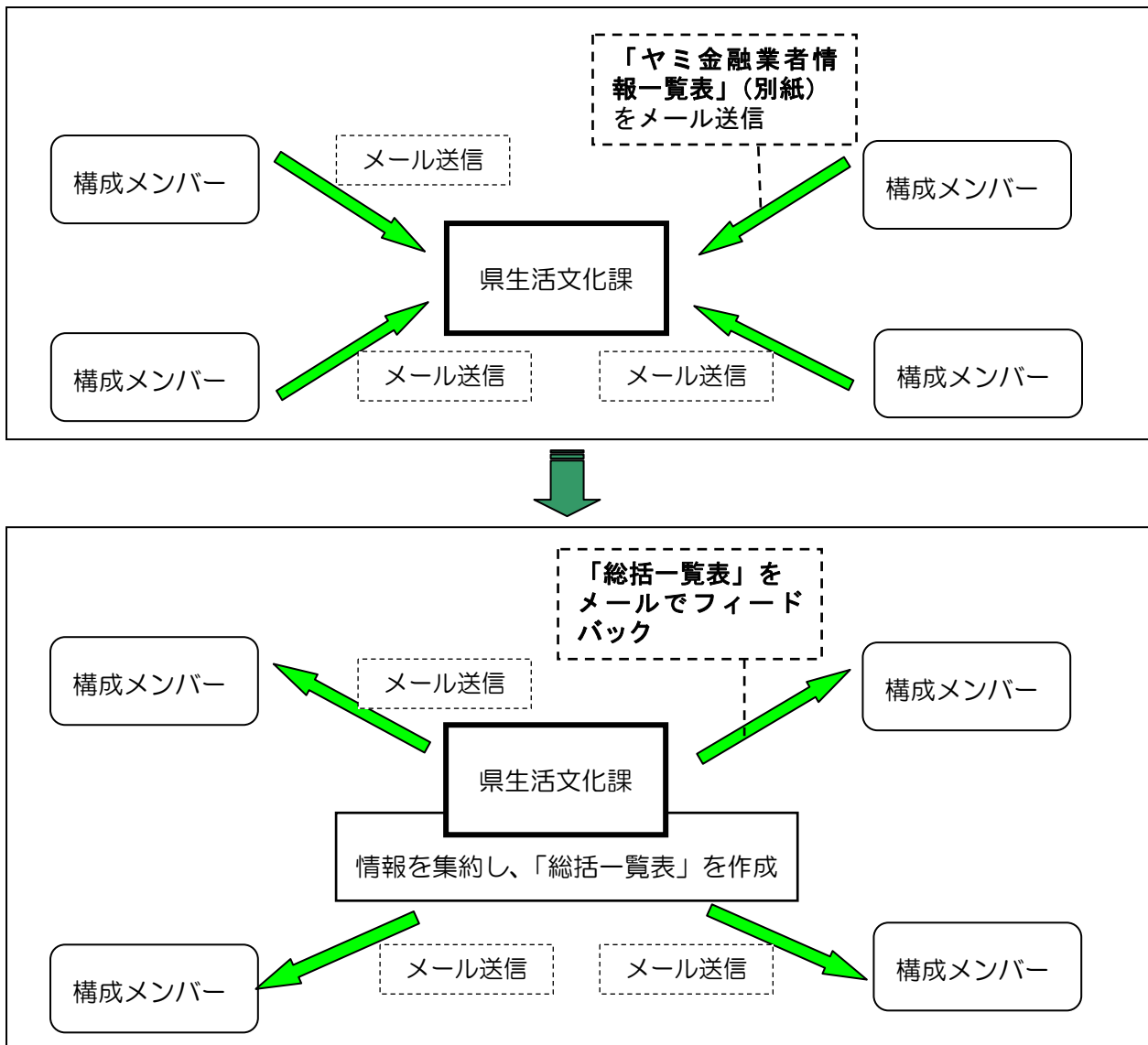
ヤミ金融対策会議の構成メンバーがそれぞれ相談受付を行う際の処理カードにおいて、次の事項についても記載項目とします。（不明の箇所は空欄）

ヤミ金融業者の

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 電話番号
- ④ ファックス番号
- ⑤ ヤミ金融業者の担当者名
- ⑥ 振込み口座

また、相談者の住所、氏名、電話番号も、後日連絡をとる必要が生じる場合がありますので、匿名を希望している場合以外、原則として聞き取る必要があります。（報告は不要）

情報の集約・相互利用



平成 年(年) 月 日

銀行
頭取 様

長野県知事	田中康夫
長野県弁護士会会長	土屋 準
長野県司法書士会会長	風間邦光
(社)長野県商工会議所連合会会長	仁科恵敏
長野県商工会連合会会長	窪田信一
(社)長野県貸金業協会会長	林 智英
(財)長野県暴力追放県民センター理事長	安川英昭
ヤミ金融を告発する長野県連絡会代表	村上 晃
長野県クレジット・キャッシング・高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会	
	代表 新海 寛

ヤミ金融業者の銀行口座に関する適切な対応について（依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

長引く景気の低迷を背景に、県内においてもヤミ金融の被害が多発していることから、長野県では、県民及び中小企業経営者の被害の未然防止と被害者の救済を図るため、関係団体の緊密な連携のもと、ヤミ金融被害に関する様々な対策を推進しております。

しかし、ヤミ金融から言葉巧みに誘われ、ある意味では藁をもつかむ思いで接触して甚大な被害にあわれるケースが後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっています。

こうした中、関係団体から貴行の下記口座がヤミ金融に利用されている疑いがあるとの情報が報告されました。

これらの口座は、普通預金規定の解約条項に該当すると考えられ、また、架空名義の可能性もありますので、速やかに本人確認を行うとともに、入出金状況の調査を行うようお願いします。

ヤミ金融の撲滅のためには、このような金融機関による口座チェックの強化が極めて有効であることから、これら調査の間、口座の取引を停止するとともに、解約等も併せて行うよう強く要望します。

また、組織的犯罪処罰法第54条に従い、金融庁長官に対し疑わしい取引の届出を行っていただきたくお願い申し上げます。

これらの措置に主体性を持って取り組まれることは、貴行が企業市民として従前から果たされている当然の責務の一環であると認識しております。十分ご理解の上で、迅速な措置を講じていただけるものと期待しております。

なお、貴行に於ける調査結果及び対応内容については、ご面倒でも電話またはファクス等により、
 までに、長野県生活環境部生活文化課までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

記

業者名	住 所	電話 番号	FAX 番号	口 座		
				支店名	番号	名義人

〔本文書に関するお問い合わせ先〕
 長野県生活環境部生活文化課消費者係
 担 当 田野尻 正、長田 敏彦
 電 話 026-235-7172
 F A X 026-234-6579
 Eメール seibun@pref.nagano.jp

平成15(2003)年9月18日
長野県生活環境部生活文化課消費者係
担当
026-235-7172 (直)
026-232-0111 (代) 内線 2716
026-234-6579 (FAX)
E-mail: seibun@pref.nagano.jp

長野県弁護士会
026-232-2104 (直)
026-232-3653 (FAX)

県下一斉「ヤミ金融無料相談会」を開催します

長引く景気の低迷を背景に、県内においてもヤミ金融の被害が多発し大きな社会問題となっています。ヤミ金融の手口は多様化、巧妙化し、また悪質な手口も増えています。

このような状況の中、本県ではヤミ金融被害者救済緊急対策会議を設置し、県、県警察本部、県弁護士会及び県司法書士会など関係団体が連携して積極的に対策を推進しています。

このたび対策会議では、日本弁護士連合会のヤミ金融110番と連動し、ヤミ金融被害者の救済対策の一つとして、下記のとおり県下一斉に「ヤミ金融無料相談会」を開催します。

記

1 日 時 平成15年9月29日(月) 10時～17時

2 面接相談

県下4会場において無料で弁護士、司法書士がヤミ金融に関する相談にお答えします。

- (1)場 所：長野消費生活センター 長野市大字中御所字岡田 98-1
松本消費生活センター 松本市中央 1-23-1 松本商工会館内
飯田消費生活センター 飯田市追手町 2-641-47
上田消費生活センター 上田市材木町 1-2-6

(2)方 法

- 予 約 面接による相談については、26日(金)17時まで予約を受け付けます。
なお、予約なしでも当日相談は受けられます。

※ 予約申込先 長野県生活文化課消費者係 TEL 026-235-7172

- 必要書類 面接による相談については、次の用紙にご記入のうえ、相談してください。
用紙は、各消費生活センター及び各地方事務所商工(建築)課で入手できます。

- ※用紙 ①ヤミ金融業者リスト
②ヤミ金融被害調査票

なお、相談当日は、前記用紙のほか、借入、返済の状況がわかる預金通帳、振込み明細書やヤミ金融のダイレクトメールなどをご持参ください。

3 電話相談

消費生活センターのヤミ金融相談員等が無料で相談にお答えします。

当日の電話相談は、次の番号へおかけください。

- 東北信在住の方 県 庁(代) 026-232-0111 以下の内線番号を
教えてください。内線5900、5901、5902、5903
中南信在住の方 松本合庁(代) 0263-47-7800 以下の内線番号を
教えてください。内線2891、2892、2893、2894

注) 電話機8台を用意しますが、電話が繋がりにくい場合は、時間をおいてあらためてお電話願います。

市町村(組合)立小中学校長
 附属小中学校長
 私立中学校長
 盲・ろう・養護学校長 様
 県立高等学校長
 市立高等学校長
 私立高等学校長

長野県生活環境部長
 長野県総務部長
 長野県教育次長

ヤミ金融に対する適切な対処について(通知)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

長引く景気の低迷を背景に、県内においてもヤミ金融の被害が多発し、大きな社会問題となっております。

ヤミ金融は、ダイレクトメール等では、低金利をうたいますが、実際は出資法で規制されている上限金利年 29.2%をはるかに上回る年数千%という超高金利で貸し付けており、明らかに出資法違反の犯罪行為と言えます。

近時、ヤミ金融の手口は多様化、巧妙化してきており、銀行口座に勝手に振り込み、超高金利の返済を要求する、あるいは、債権回収業者を偽って葉書や封書を送りつけ、不当に返済を迫るなど非常に悪質な手口も増えています。

また、ヤミ金融は、一旦返済が滞ると、脅迫的な電話による取立てや嫌がらせを、本人のみならず家族、親戚、勤務先、近所、さらには被害者の子供が通う学校にまで執拗に行い、支払いをせざるをえないよう仕向けます。結果として、一家離散を余儀なくされるなど平穏な生活が破壊された人も少なくなく、その被害は、甚大かつ深刻な状況にあります。

以上のようなヤミ金融の超高金利の貸し付け、悪質な取立て行為は、出資法、貸金業規制法に違反し、法治国家において到底見逃されるものではありません。

県内の小中学校、高等学校においても、ヤミ金融からの電話を受けた事例が報告されています。

このようなヤミ金融の実態を十分にご理解いただき、ヤミ金融から学校にかかって来る嫌がらせの電話に対して、職員の方々が適切に対応することにより、当該生徒に精神的な負担を感じさせないような配慮が必要です。

については、別添「学校におけるヤミ金融への対処方法」を参考に、ヤミ金融からの電話に対し適切に対処できますよう、職員への周知など特段のご配慮をお願いいたします。

注) ヤミ金融＝無登録業者及び出資法の上限金利(29.2%)を超えた金利を取っている貸金業者

担 当	生活環境部生活文化課消費者係 田野 尻 正、長田 敏彦	総務部文書学事課私学振興係 久保田 篤、飯島 信一
電 話	026-235-7172	026-235-7058
F A X	026-234-6579	026-235-7387
Eメール	seibun@pref.nagano.jp	bungaku@pref.nagano.jp
担 当	教育委員会事務局義務教育課管理係 磯尾 秀雄、小澤 嘉和	教育委員会事務局高校教育課管理係 田中 利明、中村 公雄
電 話	026-235-7426	026-235-7430
F A X	026-235-7494	026-235-7488
Eメール	gimukyou@pref.nagano.jp	koukou@pref.nagano.jp
担 当	教育委員会事務局自律教育課指導係 松澤 睦司、中澤 寛	
電 話	026-235-7456	
F A X	026-235-7494	
Eメール	jiritsu@pref.nagano.jp	

学校におけるヤミ金融への対処方法

ヤミ金融からの脅迫的な電話が被害者の子供の通う学校にかかって来ることも少なくありません。児童を緊急に集団下校させるなど学校が混乱したケースもあります。

ヤミ金融から電話があったときは、次の点にご留意のうえ適切に対処されるようお願いいたします。

★ ヤミ金融からどんな電話が来るのか

「生徒の親に金を貸した。生徒を電話に出せ」「児童の親に金を貸した。子どもに会わせろ」「仲間と一緒に学校に行って、子供をさらうぞ」など

★ ヤミ金融の狙いは

学校に電話が来ることにより、子供は相当な精神的な負担を受けますし、保護者もヤミ金融との関りという知られたくない事情を学校に伝えられてしまうばかりでなく、子供の苦しみに心を痛み、また子供への危害に不安を募らせます。

ヤミ金融が学校に電話をしてくるのは、ヤミ金融からお金を借り、不当な取立てを受けている被害者（児童、生徒の保護者）を精神的に追い詰め、支払いをしなければならないように仕向けるためです。

★ 警察へ通報

ヤミ金融から電話があったら、ヤミ金融の名称、住所、電話番号及び相手の氏名などを聞き取り、迅速に警察へ通報してください。録音できればベストですが、電話の内容をメモに残してください。

★ ヤミ金融への応答

○ヤミ金融は犯罪行為ですので毅然とした態度で、違法な電話をよこさないよう伝えてください。ヤミ金融に、学校に電話をしても効果がないことをわからせ、弱みを見せないことが重要です。

○「録音しているので（実際には録音していなくても）、これから警察に通報する。」などと冷静に伝えましょう。

★ 暴力的な言葉に対して…

○ヤミ金融は、大変暴力的な言葉で電話をかけて来ることがあります。電話を受けて精神的にまいってしまう人もいます。このため、ヤミ金融から繰り返し電話が来るような場合は、電話に対応する人を管理職など一部の人に決めておくのも方法です。

★ 児童・生徒への配慮

電話があったことがいじめにつながらないように留意するのはもちろんのこと、児童・生徒の精神的ダメージに対し、十分な配慮が必要です。

ヤミ金融はほとんどが県外業者であり、実際に学校まで押しかけることはまずあり得ませんが、児童・生徒の安全を凶る必要があると思われるときは、保護者の自動車による登下校等を検討する必要があると思われます。

★ 保護者への連絡

保護者に状況を説明し、十分な連携をとって行かなければなりません。が、「ヤミ金融の狙いは」の項目で説明しましたように、保護者を追い詰めることのないよう、学校も保護者に協力して、ヤミ金融被害に対処して行く姿勢が重要です。

★ 相談窓口

長野県では、「ヤミ金 110 番」を開設し、ヤミ金融に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

また、保護者が弁護士や司法書士等に相談している場合などは別にして、保護者の方にも「ヤミ金 110 番」をご紹介します。

「ヤミ金 110 番」（平日 午前 9 時から午後 5 時まで）

生活環境部生活文化課

電話 026-235-7172

飯田消費生活センター

電話 0265-24-8058

商工部産業振興課

電話 026-235-7200

上田消費生活センター

電話 0268-27-8517

長野消費生活センター

電話 026-223-6777

各地方事務所商工担当課

松本消費生活センター

電話 0263-35-1556

ヤミ金融業者からの電話について

※ヤミ金融＝無登録業者及び出資法の上限金利(29.2%)
を超えた金利を取っている貸金業者

応答に当たっての留意事項

- ヤミ金融は犯罪行為であり、電話での取立ても当然違法ですから、毅然とした態度で臨んでください。
- ヤミ金融業者のほとんどは東京で営業し、県内の学校に押しかけて来ることはまず考えられません。また、実際に電話をかけてくる者も「子どもにあわせろ」、「子どもをさらうぞ」など暴力的な言葉を使いますが、過度におそれる必要はありません。

電話がかかってきたら

- ① 警察への通報に必要なため、まず、ヤミ金融業者の名称、住所、電話番号及び相手の氏名などを聞き取ってください。
- ② 次に、相手を牽制するため、「電話が来たことを早急に警察に報告する」と伝えるとともに、余裕があれば、「学校に電話をかけてくること自体が違法な行為である」と伝達してください。

<参 考> 取り立て電話への罰則：2年以下の懲役、300万円以下の罰金
(貸金業規制法第21条第1項、第47条の2)

疑問点、不明な点がありましたら県庁生活文化課へ連絡してください。

電話 026-235-7172

FAX 026-234-6579

メール seibun@pref.nagano.jp

ながのけん

まるとく

くらし 得 情報

Jan. 2003 3

NO. 161

ご注意 ヤミ金融 !! トラブルが多発しています

法律の上限金利（29.2%）をはるかに超えた金利で貸し付け、家族や知人、職場にまで、電話や電報などによる脅迫的な取り立てを行う「ヤミ金融」のトラブルが多発しています。

甘い言葉につられ、ヤミ金融のわなに絶対にはまることのないよう、自覚と、最大限の注意をお願いします。

こんな手口は要注意

絶対に借りてはいけません！

- **ダイレクトメール、電話、ファックスでの貸し付けの勧誘(わなにはまらないように！)**
多重債務者や、自己破産者などの名簿が、悪質業者間で出回っていると言われていています。ヤミ金融は、このような通常の金融機関では、お金を借りにくい方々をねらっています。
- **新聞広告、雑誌広告、チラシ広告などで、「審査なし、即融資」「低金利一本化」「ブラックOK」などの宣伝文句**
甘い言葉は、ヤミ金融か、お金をだまし取ろうとする「紹介屋」「整理屋」の疑いが濃厚です。
- **電柱などに貼られた、携帯電話のみ掲載したチラシでの勧誘(絶対に電話をしないように！)**
- **貸金業登録番号、貸付利率、返済期間、返済回数を明示していない宣伝チラシ**
なお、最近、上記内容を明示して消費者を安心させ、電話をすると高金利の契約を迫る手口もあります。(絶対断ること！)
- **親兄弟、子供、親戚、知人の連絡先、会社などを聞き出そうとする業者(保証人以外返済義務なし。取立は違法。)**
本人ばかりではなく、家族や勤め先にも執拗に電話をしてくる。嫌がる場所に電話をして、精神的に追い詰め、不当な支払いをしなければならないように仕向けるのが、ヤミ金融の手口です。
- **銀行口座を伝えてしまうと、貸し付けを断わっても勝手に入金して、高金利の返済を迫る**

=MEMO=

貸金業者は、都道府県又は金融庁財務局に登録しなければならないことになっています。**必ず登録状況の確認をしてください。**営業所内に「貸金業者登録票」、「貸付条件表」の掲示があるはずですが。(本県、財務局、東京都の登録状況は、くらし得情報のホームページからもリンクで検索できます。アドレスは裏面欄外に記載してあります。)
登録していても、ヤミ金行為を行う業者もいます。見知らぬ業者には警戒してください。
住所も分からない業者から借りることは、自ら“わな”にはまりに行くようなものです！

相談事例

今まで、一度も借金をしたことがないのに、夜11時頃、いきなり聞いたことのない貸金業者から「おまえの兄弟に貸した3万円が返済されていない。完済したければ6万円をすぐ払え。」と怒鳴られました。怖くて心配です。どうすればいいのでしょうか。

アドバイス

当然、借りていない借金を返済する必要はありません。

- 午後9時から午前8時までの間に電話や訪問による、取立行為を行うことや、返済義務の無い人に対して借金の返済を請求することは禁止されています。
- 電話で強い口調で言われたとしても、決してひるまないでください。相手の思う壺です。あいまいな受け答えはせず、きっぱりと断ることが大切です。



「ヤミ金110番」を設置しました

県では、ヤミ金融の被害にあわれた方の相談窓口として、「ヤミ金110番」を設置しました。

また、ヤミ金融問題や、多重債務問題などに対し、法律による解決を図るには、法律の専門家である弁護士や司法書士の方にご相談ください。

- ヤミ金融の被害にあわれた時や、心配になった時はひとりで悩まず、まずご相談ください。

●「ヤミ金110番」

生活環境部生活文化課	電話026-235-7172
商工部産業振興課	電話026-235-7200
長野消費生活センター	電話026-223-6777
松本消費生活センター	電話0263-35-1556
飯田消費生活センター	電話0265-24-8058
上田消費生活センター	電話0268-27-8517
佐久地方事務所商工課	電話0267-63-3157
上小地方事務所商工課	電話0268-25-7140
諏訪地方事務所商工課	電話0266-57-2922
上伊那地方事務所商工課	電話0265-76-6829
下伊那地方事務所商工課	電話0265-53-0431
木曾地方事務所商工建築課	電話0264-25-2228
松本地方事務所商工課	電話0263-40-1932
北安曇地方事務所商工建築課	電話0261-23-6523
長野地方事務所商工課	電話026-234-9527
北信地方事務所商工課	電話0269-23-0219

(平日 午前9時から午後5時まで)

●警察安全相談室

電話026-233-9110

●県の機関以外の相談窓口

長野県弁護士会

「クレ・サラ法律相談」

電話026-232-2104

(毎週火曜日 午後1時から午後4時まで)

有料・予約制)

長野県司法書士会

「クレジット・サラ金相談センター」

電話026-232-7492

(平日 午前9時から午後4時まで 無料)

長野県青年司法書士協議会

「クレジット・サラ金問題情報センター」

電話0266-24-5404

(平日 午後1時から午後4時まで 無料)

県民の皆様へのお願い

今回の啓発「ご注意 ヤミ金融!!」を話題とし、ご家族や知人の方にも、積極的にお話ください。多くの方から、様々な方法を通してお伝えいただくことで、新たな被害を最少限に食い止めることができると考えております。

ヤミ金融業者は、被害者の近隣や勤め先へも電話をします。これは、被害者を精神的に追い詰め、不当な請求をするためのものです。周りの皆さんは、被害者を非難するのではなく、被害者を励まし、共に毅然とした対応をお願いいたします。

「くらし 得 情報」はインターネットでも御覧いただけます。<http://www.pref.nagano.jp/seikan/seibun/jyouhou/index.htm>

長野県多重債務問題研究会設置要綱

(設置)

第1 長引く景気低迷の中で、多重債務に陥る人が増加し、社会問題となっている。また、ヤミ金融の撲滅のためには、多重債務問題の解決が不可欠である。

このため、長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議設置要綱（平成14年12月27日）第5に基づき、長野県多重債務問題研究会（以下「研究会」という。）を設置し、関係団体が多重債務に関する情報交換、意見交換を行い、多重債務問題についての認識を深めるとともに、その対策を研究する。

(構成)

第2 研究会の構成は別表のとおりとする。

(オブザーバー)

第3 研究会にオブザーバーを置くことができる。

オブザーバーは、研究会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第4 会議は、長野県生活環境部が招集し、主宰する。

(事務局)

第5 研究会の事務局は、生活環境部生活文化課に置く。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月3日から施行する。

(別表)

長野県弁護士会

長野県司法書士会

(社) 長野県商工会議所連合会

長野県商工会連合会

(社) 長野県貸金業協会

ヤミ金融を告発する長野県連絡会

長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会

(社) 長野県銀行協会

長野県信用金庫協会

長野県信用農業協同組合連合会

長野県商工部

長野県生活環境部

長野県消費生活センター

長野県多重債務問題研究会におけるオブザーバーについて

(平成16年6月3日確認)

長野県多重債務問題研究会設置要綱（平成16年6月3日施行）第3に基づき出席を要請するオブザーバーは、別表の団体とする。

なお、これ以外の団体についても、研究会が必要に応じて参加要請できるものとする。

(別表)

長野市
塩尻市
長野県金融広報委員会
長野地方事務所厚生課
長野県教育委員会教学指導課

長野県多重債務問題研究会の概要

長野県生活環境部生活文化課

開催日	概 要
第1回 H16.7.26	<p>宇都宮健児弁護士による講演「深刻化する多重債務問題と対策について」 【ヤミ金のターゲット…多重債務者、自己破産者、中小零細事業者など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己破産、多重債務者の増加 → 多重債務による過酷な取り立てが原因の自殺、家出、夜逃げ ○ 社会政策の一環として行政が多重債務問題に取り組む必要がある。 (例：自己破産者予備軍の把握、金利の規制など) ○ 欧州では多重債務は行政の取り組み。(欧州にはヤミ金融は存在しない。) <ul style="list-style-type: none"> ◇ フランス … 銀行が適正な金利で貸付 (10%超は違法) 銀行が個人消費への融資実施 (消費者金融が発生しない。) ◇ ドイツ … 消費者センターで債務整理を実施
第2回 H16.9.8	<ol style="list-style-type: none"> 1 前回の講演会を基に、現在の多重債務に対する問題点等を議論 2 相談体制について <ol style="list-style-type: none"> (1) 現在ある制度の活用 (生活福祉資金、生活保護等) (2) 岩手県消費者信用生活協同組合の紹介
第3回 H16.11.17	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活福祉資金の問題点について議論 (PR方法、実際に借りる際の使い勝手について) 2 住宅家賃 (公営住宅と民間) の比較 3 自動車の維持費 (普通車と軽自動車) の比較 (県消費生活センター) 4 貸金業の認可内容について紹介 (県商工部、貸金業協会)
第4回 H17.1.18	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活福祉資金の利用実績、PR状況について紹介 (県生活文化課) 2 多重債務に陥った原因を日弁連の資料を基に分析 (県弁護士会) 3 長野県金融広報委員会の活動について … 高校生、教員に対するセミナーについて紹介 (県金融広報委員会) 4 期限の利益喪失後の金融機関における預金口座からの引き出しについて ※ 窓口での対応の徹底を依頼 (県司法書士会 → 金融団体) 5 多重債務者問題研究会 (座長：西村隆男横浜国大教授) の取り組みを紹介 (県司法書士会)
第5回 H17.6.1	<ol style="list-style-type: none"> 1 「貸金業白書」により業界の状況を説明 (貸金業協会) 2 「消費者金融白書」に基づき、消費者金融利用者の実態を情報提供 (県生活文化課) 3 高校生に対する消費者教育に関する講座の一元化 (県生活文化課) 4 今後の研究会の方向性について <ol style="list-style-type: none"> (1) 若年層 (主に高校生) に対する金融教育の充実 (2) 多重債務の相談事例を検討することで、問題点・対応策を整理する。